平成２３年（フ）第４７７号
奈良市富雄泉ヶ丘17番17号
債務者　前田　昌宏
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小泉　隆志
4　破産債権の届出期間　平成23年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月11日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１２３６号
千葉県船橋市習志野台６丁目20番４号
債務者　久保　逸穂
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　真郷
4　破産債権の届出期間　平成23年11月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月23日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２５７号
千葉市稲毛区稲毛東３丁目17番８号　エヌビル稲毛703号
債務者　佐藤　金男
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　英夫
4　破産債権の届出期間　平成23年11月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月23日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６７９号
千葉市稲毛区轟町５丁目１番40号
債務者　高橋　良次
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大槻　厚志
4　破産債権の届出期間　平成23年11月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月24日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６８０号
千葉市稲毛区轟町５丁目１番40号
債務者　高橋冨士子
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大槻　厚志
4　破産債権の届出期間　平成23年11月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月24日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２３４号
千葉県八千代市下市場１丁目８番27号　ハイムトパーズ201号
債務者　武林　秀忠
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤木　秀行
4　破産債権の届出期間　平成23年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月24日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２８２号
岡山県浅口郡里庄町大字浜中93番地109
債務者　河田　卓也
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南　　和成
4　破産債権の届出期間　平成23年11月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月19日午前11時45分
6　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１２５５号
千葉市美浜区真砂２―21―７―201、住民票上の住所千葉市中央区港町３番４号
債務者　鶴本　真澄
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　礼奈
4　破産債権の届出期間　平成23年11月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月31日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３２６号
福井県鯖江市下河端町第68号28番地
債務者　吉崎　誠一
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前波　裕司
4　破産債権の届出期間　平成23年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月14日午前９時50分
6　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第６７号
北海道北見市西富町３丁目18番２号
債務者　齋藤　直子
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第４８３号
埼玉県春日部市梅田本町１丁目10番33号
債務者　中村　衛士
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４９７号
埼玉県八潮市大字大曽根1361番地１　ロイヤル金子マンション101
債務者　荒木　　史
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１０３２号
千葉市稲毛区黒砂１丁目２番12―105号
債務者　鈴木　和夫
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０９１号
千葉県市川市国府台５丁目20番10号　第一山景苑Ａ―102号
債務者　山田　通正
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１０１号
千葉県市原市五井1025番地１
債務者　菅谷　宏子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係